

長野県指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年長野県条例第54号。)の施行に関し、条例及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)(以下「基準省令」という。)」に定める指定介護療養型医療施設サービス等に関する基準の趣旨及びその運用について、必要な事項を定めるものとする。

(1) 苦情解決

苦情解決にあたっては、第三者委員会を設置し、活用に努めるとともに、苦情の解決結果については個人情報を除いて「事業報告書」や「広報誌」等にその実績を掲載し公表するよう努めること。なお、苦情解決については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付厚生省局長通知)が定められていることから、参考にされたい。

(2) 記録の整備

基準省令第36条第2項の「その完結の日」とは「そのサービス等を提供した日」とする。具体的には、サービス計画については、計画の目標期間が完了した日とし、サービス内容、事故及び苦情等の記録については、その記録に関連したサービスや対応が終了した日とする。このため、利用者との契約が継続している間、当該利用者に関するすべての記録を保存することを定めたものではない。

(3) 内装等の木材の利用

事業所の設備の内装等への木材の使用については、できるだけ県産材の利用に努めること。

(4) 非常災害対策

「非常災害に関する具体的計画」を定めるにあたっては、施設の立地条件に応じて災害の種類(火災、風水害、地震、土砂災害等)や時間帯(昼間、夜間)等の様々な状況を想定して策定しなければならない。

(5) 介護

基準省令第18条第2項「1週間に2回以上」とあるのは、事業所における入浴回数の最低限度を定めたものである。このため、利用者及びその家族の希望や利用者の心身の状況に応じて、週2回以上の適正な回数を実施されるよう努めなければならない。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき基準(※)の例による。

※「従うべき基準」とは、基準省令の解釈通知「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」をいう。

(附則)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。